

# 令和 2 年 9 月

## 遊佐町農業委員会第 6 回総会議事録

1. 開催日程 令和 2 年 9 月 25 日（金） 午前 9 時 00 分～午前 9 時 50 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について
- 報告事項 2 解約について
- 報告事項 3 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 報告事項 4 賃借料の変更通知書の受理について

- 議第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について
- 議第 21 号 農用地利用配分計画案について

4. 出席委員 (16 名中 15 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝			8	菅原幸男
9	鈴木一弥	10	榊原一男	11	高橋正樹	12	大谷進一
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (1 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	小野寺一博						

6. 出席農地利用最適化推進委員 ( 名中 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 ( 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤啓之事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	定刻になりましたので遊佐町農業委員会 9 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。 (10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)
10 番榊原一男委員	本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 1 名、出席委員 15 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。 以上報告を終わります。
事務局長	ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会長	おはようございます。今日は雨ということで、若干会議にはホッとしているのかなと思っております。 7 月の大雨ということで、今回かなり東北は水が出たようであります。かなり稲刈りには苦勞しておりますけれども今まだ中盤であります。くれぐれも怪我などしないようにお願いします。 作柄なんでありますけれども、山形県の場合はやや良と聞いております。ひとめぼれの方は平年並み、その他の方はやや良ということでありますけれども、価格のほうは 800 から 1,000 円くらい下がるということで、農家にとってはかなり減収になるかと思っております。 それから、今回議会で最適化交付金の関係で条例が通りました。一応来年 4 月からという予定になりますけれども、やり方については事務局と相談して、農業会議所から講師を呼んで説明してもらってどういうふうにするのか検討になります。 記録の方はみなさんに配りましたけれども、詳しい事はいずれ検討して勉強会をしていこうかと思っております。 これから中盤でありますので怪我などしないように、今回議会ありましたけれども代理からは変わってもらって大変ありがとうございます。 それでは今日の案件の方、慎重審議よろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。
議長	それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。  〈異議なしの声〉 では 4 番高橋敬委員、5 番小松正志委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。 初めに、報告事項について、事務局より説明願います。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。

	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、計 14 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>取得事由は、番号 39 の時効取得以外は相続となっております。</p> <p>補足説明資料は、1 ページからご覧ください。</p> <p>個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 37 計 2 筆、13,697 m<sup>2</sup></p> <p>番号 38 計 15 筆、19,468 m<sup>2</sup></p> <p>番号 39 計 1 筆、1,579 m<sup>2</sup></p> <p>集落の基盤整備を行うにあたり土地改良区で確認したところ、事実上届出人が取得していたことが判明し、正式な登記上の所有者となるため、時効取得で取得に至ったとのことです。</p> <p>届出地は基盤整備で機構関連農地整備事業を活用するため、来月総会で中間管理機構へ貸付を行う予定です。</p> <p>続きまして、</p> <p>番号 40 計 14 筆、14,832 m<sup>2</sup></p> <p>番号 41 と 42 の届出人は同集落の方です。</p> <p>番号 41 計 1 筆、295 m<sup>2</sup></p> <p>番号 42 計 17 筆、14,370.91 m<sup>2</sup></p> <p>番号 43 計 6 筆、2,399 m<sup>2</sup></p> <p>番号 44 計 1 筆、1,036 m<sup>2</sup></p> <p>番号 45 計 7 筆、16,788 m<sup>2</sup></p> <p>番号 46 計 5 筆、1,647.85 m<sup>2</sup></p> <p>番号 47 と 48 の届出人は同一人です。</p> <p>相続登記前の名義人がそれぞれ異なるため、番号が分かれております。</p> <p>番号 47 計 3 筆、8,603 m<sup>2</sup></p> <p>番号 48 計 7 筆、35,447 m<sup>2</sup></p> <p>続きまして、</p> <p>番号 49 計 9 筆、16,575 m<sup>2</sup></p> <p>届出のあった土地の内一部については来月総会で所有権移転を予定しております。</p> <p>最後に、</p> <p>番号 50 計 4 筆、3,416 m<sup>2</sup></p> <p>議第 20 号 (1) 番号 10 で所有権移転の予定です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 解約について、</p> <p>番号 2 計 1 筆、3,140 m<sup>2</sup>。</p> <p>解約の事由は所有権移転のためです。所有権移転については、議第 20 号 (1) 番号 8 で説明します。</p> <p>続きまして報告事項 3. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 27 計 1 筆、966 m<sup>2</sup></p> <p>この土地は集落の基盤整備事業対象地ではありませんが、基盤整備とあ</p>

	<p>わせ処分したいということで、今までの契約を解約するものです。来月総会で所有権移転の予定です。</p> <p>続きまして、報告事項 4. 賃借料の変更通知書の受理について、この件に関しましては、農事組合法人で遊佐町参考賃借料の改訂に合わせ、賃借料変更をしたいということで、特段記載はありませんが、240 番までは遊佐町参考賃借料が改訂されると自動的に賃借料が変更されるというものです。241 番から 245 番まではこれまでと同様の協議による変更で、共済水田区分とこれまでの賃借料が合ってなかったものですから、所有者、耕作者同意のもとに変更されるものです。こちらは遊佐町参考賃借料が変更されても自動的に変更はされません。</p> <p>件数が多いため、個別の説明は割愛させていただきます。</p> <p>報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。</p>
	(15 番 伊原会長代理 挙手)
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>9 月 18 日に、202 会議室で委員 7 名全員が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 19 号と 20 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、議第 19 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 1 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 3 条による所有権移転許可申請で、第 3 条第 2 項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>お互いの自作地を交換するという内容です。</p> <p>所有者は同じ集落の方です。今回交換をすることになった理由は、それぞれの所有する井戸の位置に関係しています。少し前に集落で使っていた水の設備が壊れたことをきっかけに、番号 4 の譲受人は番号 4 の申請地の近くに、番号 3 の譲受人は番号 3 の申請地の近くに、井戸を設置したそうです。審査基準書を見ていただくと分かりますが、その付近に所有者がそれぞれ所有している畑があります。</p> <p>井戸から近い場所に農地をまとめた方が耕作しやすいため、交換することで話がまとまったとのことでした。</p>

	<p>番号 3 計 1 筆、374 m<sup>2</sup>  番号 4 計 1 筆、247 m<sup>2</sup>  現地調査については会長代理より行なっていただきましたので、このあと報告をお願いします。  事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは番号 3 と 4 について、15 番伊原会長代理より、現地調査の報告をお願いします。  (15 番伊原会長代理が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>はい、報告します。9 月の下旬に双方の方にお話を聞いてまいりました。番号 4 の譲受人の方は電話でお話して、現地の方は今現在なすとかきゅうりとか夏野菜、まだ栽培されておりました。とてもきれいに使っておりました。  番号 3 の譲受人の方は現地調査の際に本人とお会いできましたので、少しお話をしてまいりました。現地の方は夏までにカボチャやスイカなどを栽培されていて、いまは片づけられてきれいにならされている状態でした。  双方交換ですが、若干面積に差はありますけれども、そこは問題にもしていませんでしたし、やはり使用便宜上その方が良いというのが双方の希望でありましたので、何の問題もないと思います。  以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)  それでは、質疑を終了し採決いたします。  議第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。  (出席委員全員挙手)  全員賛成ですので、議第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。  次に、議第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画書の決定について、事務局の説明を求めます。  (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。  (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

補足説明申し上げます。審査基準書は3ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。

内訳は、(1) 所有権移転は9件、(2) 利用権設定は新規設定が22件となっております。

計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。

計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

(1) 所有権移転について、すべて売買による所有権移転です。

番号8、譲渡人、譲受人の関係は親子です。

計1筆、3,140㎡

総額100,000円です。譲受人は認定新規就農者です。所有権移転による農地の取得が青年就農給付金の要件であるため、申請となりました。

申請地はこれまでも無償の貸し借りである使用貸借権が設定されており、譲受人が借人として管理していた土地です。

当初は農地法第3条の贈与による申請の予定でしたが、基盤強化法のメリットである嘱託登記や税額控除について説明したところ、基盤強化法の売買で申請することを選択されたものです。

また、譲受人の経営面積は総会議案書に記載の通りで、通常基準である24,000㎡を下回っておりますが、認定新規就農者の場合はその例外にあたることから「遊佐町農地移動適正化あっせん基準」に定められておりますので、申し添えます。

現地調査は大谷委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。

続きまして、番号9と10について説明します。

譲受人はどちらも同一人です。これまでも相対で譲受人が作っていた土地で、譲渡人の希望により売買となりました。金額は番号9と10あわせて総額55万円ということでした。

番号10はもともと番号9の譲渡人の祖父にあたる方の名義の土地でしたが、今回売買のために相続登記をした結果、総会議案書に記載のと通りの共有による所有地となっております。

譲受人の経営面積については、今回取得する分を加えると24,000㎡を超えるため、基盤強化法売買の申請要件はクリアしております。

番号9 計2筆、3,504㎡

番号10 計4筆、3,416㎡

現地調査は高橋敬委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。

続きまして、番号11から16について説明します。

すべて集落の基盤整備事業にともなって所有権移転の希望があり、申請となったものです。ほとんどの筆は機構関連農地整備事業の活用のため、農地中間管理機構へ15年以上の貸付を行いますが、番号12と13は基盤整備の範囲外のため15年以上の貸付は行いません。ただ番号12については譲受人の要件の関係上中間管理機構への貸付は行いますが、期間は15年以上である必要がないため10年に設定します。詳細はこのあと、(2) 利用権設定について、で説明します。

金額はすべて単価が10万円となっております。

譲受人については、番号 13 から 15 の方は認定農業者であり、それ以外は認定農業者として認定されている農事組合法人の構成員の方です。

番号 11 計 1 筆、201 m<sup>2</sup>

番号 12 計 1 筆、1,743 m<sup>2</sup>

番号 13 から 15 の譲受人は同一人です。譲渡人はすべて同集落の方です。

番号 13 計 1 筆、5,133 m<sup>2</sup>

番号 14 計 1 筆、2,281 m<sup>2</sup>

番号 15 計 3 筆、6,223 m<sup>2</sup>

最後に、

番号 16 計 2 筆、1,659 m<sup>2</sup>

現地調査は菅原委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。

所有権移転については以上です。

続きまして、(2) 利用権設定について、すべて新規に設定です。

番号 32、33 の借人は同一人です。どちらも期間は 4 年で、総額 3,000 円となっております。

番号 32 計 1 筆、311 m<sup>2</sup>

番号 33 計 1 筆、1,130 m<sup>2</sup>

続きまして番号 34 以降はすべて農地中間管理機構を介した契約です。期間は番号 39 を除いて 16 年に設定しております。理由は、集落の基盤整備事業を行うにあたり、機構関連農地整備事業を活用するため、15 年以上の期間 中間管理機構へ貸付を行う必要があるためです。

番号 39 は基盤整備とは関係ありませんが、先ほど (1) 所有権移転の番号 12 で説明した筆です。譲受人が農事組合法人の構成員であるため、農業経営基盤強化促進法で所有権移転を申請するには、所有権移転と同時に利用権設定が必要となります。所属する農事組合法人は中間管理事業による借入を行っているため、この番号 39 で中間管理機構へ利用権設定を行うものです。期間は基盤整備に関係しないため 15 年以上である必要がないので、10 年に設定したものです。

それでは個別に説明します。

番号 34 と 35 の貸人の集落は同集落です。

番号 34 計 2 筆、2,837 m<sup>2</sup>

単価は 12,000 円です。

番号 35 計 1 筆、1,876 m<sup>2</sup>

単価は 12,000 円です。

番号 36 計 1 筆、323 m<sup>2</sup>

単価は 1,000 円です。

続きまして番号 37 から 47 の貸人はすべて同集落の方です。

番号 37 と 38 は親子で同世帯の方で、単価はすべて 12,000 円です。

番号 37 計 20 筆、43,771.66 m<sup>2</sup>

番号 38 計 1 筆、201 m<sup>2</sup>

続きまして、番号 39 と 40 の貸人は同一人です。番号が分かれている理由は先ほど説明したとおりで、期間が異なるためこのようになっております。

番号 39 計 1 筆、1,743 m<sup>2</sup>

単価は 12,000 円です。

	<p>番号 40 計 11 筆、28,091 m<sup>2</sup>  単価は田が 12,000 円で、畑が 1,000 円です。  続きまして、  番号 41 計 12 筆、15,369 m<sup>2</sup>  単価は田が 12,000 円、畑が 100 円です。  番号 42 計 6 筆、3,737 m<sup>2</sup>  単価は 12,000 円です。  番号 43 計 5 筆、11,143 m<sup>2</sup>  単価は田が 12,000 円、畑が 1,000 円です。  番号 44 計 21 筆、50,091 m<sup>2</sup>  単価は 1,000 円です。  番号 45 計 11 筆、42,389 m<sup>2</sup>  単価は 12,000 円です。  番号 46 計 1 筆、3,616 m<sup>2</sup>  単価は 12,000 円です。  番号 47 計 7 筆、24,668 m<sup>2</sup>  単価は田が 12,000 円、畑が 1,000 円です。  続きまして、  番号 48 計 3 筆、2,392 m<sup>2</sup>  単価は 12,000 円です。  番号 49 計 1 筆、2,005 m<sup>2</sup>  単価は 12,000 円です。  続きまして、番号 50 と 51 の貸人は同集落の方です。  番号 50 計 1 筆、105 m<sup>2</sup>  単価は 100 円です。  番号 51 計 4 筆、10,291 m<sup>2</sup>  単価は 12,000 円です。  続きまして、  番号 52 計 12 筆、36,349 m<sup>2</sup>  単価は田が 12,000 円、畑が 1,000 円です。  最後に、  番号 53 計 2 筆、3,342 m<sup>2</sup>  単価は 12,000 円です。  事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは (1) 番号 8 について、12 番大谷進一委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
12 番大谷進一委員	<p>はい、報告します。審査基準書の 4 ページをご覧ください。申請者ですが、9 月 6 日に譲渡人・譲受人双方にお話を伺ってまいりました。  現在も譲受人がハウスでアスパラを作って管理しており、一生懸命にやっておりますので、問題ないかと思えます。  内容については事務局の方から説明がありましたので、総額としては 10 万円ということで、単価は 10a 当たり 31,847 円ということですが、あくまで親子間の売買ということで、ご了承いただければと考えております。  問題はないと思えます。以上です。</p>
議長	<p>それでは (1) 番号 9 と 10 について、4 番高橋敬委員より現地調査の報</p>



	告をお願いします。
4 番高橋敬委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書 4 ページをご覧ください。13 日に、譲受人と現地を見て話をしてみました。</p> <p>水稲の方でありますけれども、収穫目前で、農道・畦畔ともに除草関係もしっかりされておりましたので、農地管理については全く問題ないとみております。</p> <p>譲受人は、昨年父が体調を崩されて、譲受人が主体的に農作業に出ているという姿を見てきております。管理にかかる労働力、それから農機関係、設備関係も問題ないと思っておりますし、これからの作付についても体の続く限り頑張っていきたいということで、生産意欲も十分感じられるということで、所有権移転先としては特に問題ないということで見えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	最後に、(1) 所有権移転の番号 11 から 16 について、8 番 菅原幸男委員より、現地調査の報告をお願いします。
8 番菅原幸男委員	<p>はい、報告いたします。審査基準書は 5 ページからご覧ください。</p> <p>9 月 6 日、譲受人に話を聞いてみました。現地の状況から説明いたします。番号 11 の申請地は、何も作付されていませんが保全管理されている状態でした。番号 12 以降の申請地は、譲受人が譲渡人からもともと借りていた農地で、水稲が作付されておりました。</p> <p>今回の売買はすべて集落の基盤整備事業にともなう所有権移転で、譲受人はすべて担い手であり、中間管理機構へ農地が集積されるということです。今後、再来年から基盤整備事業が始まるわけですがけれども、それまでは今まで通り水稲を作付するというので、何ら問題はないと確認してまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの事務局説明と、現地調査委員からの報告に対して、何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 20 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 21 号 農用地利用配分計画案について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より詳細説明願います。
	(事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。町が作成する農用地利用配分計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農地

	<p>の受け手が「地域との調和要件」を満たしているか等、農業委員会の意見を求められたものです。</p> <p>総会議案書の 156 ページからご覧ください。</p> <p>第 1 回集積で新たにマッチング及び配分されるもので、新規分は議第 20 号の利用権設定で詳細は説明いたしましたので割愛させていただきます。</p> <p>地区の基盤整備は、3 者に集積するということで話し合われまして 156 ページから 158 ページのように配分したいというものです。</p> <p>また、159 ページにつきましては、先ほどの集積計画の決定でも申し上げましたが、基盤整備の区域ではないため 10 年で、購入する方が農事組合法人の構成員であるため農事組合法人に配分するというものです。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>始めに 16 年の番号 3 と 10 年の番号 1 について審議いたします。</p> <p>この件については、私に関することですので、会長代理の伊原委員に議長を交代いたします。</p> <p>(議長を伊原会長代理と交代)</p>
議長 (15 番伊原会長代理)	<p>暫時の間、議長の職を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、佐藤会長は一時退席願います。</p> <p>(佐藤充会長 一時退席)</p>
議長 (15 番伊原会長代理)	<p>16 年の番号 3 と 10 年の番号 1 について審議いたします。何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 21 号 農用地利用配分計画案について、の 16 年の番号 3 と 10 年の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、この件については、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、佐藤会長と議長を交代いたします。</p> <p>(佐藤充会長 着席)</p>
議長	<p>それでは、先ほど審議いただきました案件以外を審議いたします。何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 21 号 農用地利用配分計画案について、の先ほど議決した案件以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員 全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、先ほど議決した案件以外について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員・事務局ともになし)</p> <p>ないようですので、これで 9 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>